

インターネット等にマイナンバーカード裏面のQRコードを掲載することに対する 注意喚起

平成28年6月24日

個人情報保護委員会事務局
内閣府大臣官房番号制度担当室
総務省自治行政局住民制度課

インターネット等に自らのマイナンバーカードを、裏面のQRコードが見られる状態で掲載することは、番号法第19条の提供制限に違反する可能性があり、また、これを見た他人がスマートフォン等で読み取ることで、容易にマイナンバー（個人番号）を知られてしまうおそれがあります。

したがって、インターネット等にマイナンバーカード裏面の、マイナンバー（個人番号）12桁の部分及びQRコードを掲載しないようご注意ください。

また、これを見た他人が、インターネット等において公表されているマイナンバーカードのQRコードを読み取る等して収集した場合には、番号法第20条の収集制限に違反する可能性がありますのでご注意ください。

(参考)

マイナンバーカードの裏面に QR コードが記載されている趣旨及びカードケースのマスクングの考え方について

(マイナンバーカードの裏面に QR コードが記載されている趣旨)

マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面には、マイナンバー（個人番号）とともに、マイナンバーが記録された QR コードが記載されています。この QR コードは、マイナンバー法に基づく個人番号利用事務等実施者が、迅速かつ容易にマイナンバーを取得できるように、記載されているものです。

(カードケースのマスクングの考え方)

マイナンバーカードと併せて交付されるカードケースにおいては、マイナンバー、臓器提供意思、性別の箇所をマスクングし、第三者が容易に目視できないこととしていますが、QR コードについては、マスクングされておりません。この趣旨は、以下のとおりです。

- ① QR コードは、仮に目視しても記録されている情報がわかるものではなく、記録されているマイナンバーを不正に読み取るためには機器の使用が必要であり、このような行為は、カードケースを外そうとする行為と同程度に不自然であることが周囲から一目瞭然であること。
- ② QR コードをマスクングしないことで、カードケースに格納したまま機器を用いて QR コードを読み取りマイナンバーを取得することが可能となり、権限のある機器操作者以外の周囲の方が、カードケースによりマスクングされているマイナンバー等の箇所を目視する機会が生じないようにすることができること。

以上のように、カードケースは、マイナンバー等の情報を第三者から容易に目視できないよう、マスクングをしているものであり、カードケースに格納することで裏面のコピーを可能とするものではありません。カードケースに格納された状態であっても、裏面についてインターネット等への掲載を行うと、機器を用いて QR コードを読み取られることによりマイナンバーが知られてしまうおそれがあります。マイナンバーと同様、掲載しないようご注意ください。